

玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政の協働のまちづくり推進の観点から地域の課題解決やまちの活性化を図るため、市民活動団体が実施する主体的なまちづくり活動に要する経費に対し、予算の範囲内において玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し玉名市補助金等交付規則(平成17年規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動団体 市民活動を組織的かつ継続的に行う地域団体、まちづくりグループ、特定非営利活動法人等の非営利の団体で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 5人以上の構成員がいること。

イ 活動の拠点を市内に有し、又は団体の活動が専ら市内で行われていること。

ウ 市民に開かれた団体であること。

エ 団体の規約、会則その他これらに類する諸規定(以下「規約等」という。)を定めていること。

オ 独立した組織であること。

(2) まちづくり活動 市民活動団体が、自らの信念及び責任に基づいて、主体的かつ意欲的に行う活動であって、地域に対し直接的な公益性のあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次条に規定する補助対象事業を行う者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 行政区、自治会その他の公益的団体又はこれらの連合体であること。

(2) 主な構成員に、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が5人以上いること。

(3) 暴力団(玉名市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市民活動団体が行うまちづくり活動で、行政区その他の公益的団体が相互に協力しながら実施するものであること。ただし、次に掲げる事業を除く。

(1) 市の他の補助を受けている事業又は補助の対象となる事業

(2) 他の団体を補助する事業

- (3) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (4) 既存の建物等の修繕又は備品の購入を目的とする事業
- (5) 団体の運営を目的とする事業
- (6) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業
- (7) 営利を目的とする事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助することが適当でないとする事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 団体の経常的な運営に要する経費
- (2) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費、交通費及び宿泊費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助することが適当でないとする経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から国、県等の補助金を控除した額の2分の1以内の額とし、補助対象事業1件当たり20万円を限度とする。この場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間とする。
(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする市民活動団体（以下「申請者」という。）は、笑顔のまちづくり応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体の構成員の名簿
- (4) 規約等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げるもののほか、市長は、必要に応じて補助対象事業又は補助対象事業に類似する事業に関して市、市の外郭団体、国又は他の地方公共団体等が交付し、又は支払う助成金、委託料等に関する資料を添付させるものとする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金交付審査会（以下「審査会」という。）に諮り、その審査の結果を基に、補助金の交付の可否及び額を決定し、笑顔のまちづくり応援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通

知するものとする。この場合において、審査会は、必要に応じ関係するものの意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の審査の結果について公表するものとする。

(変更の申請等)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、笑顔のまちづくり応援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
- (2) 補助対象経費の30パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請があった場合において、審査の上適当と認めたときは、笑顔のまちづくり応援事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、笑顔のまちづくり応援事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支精算書（様式第9号）
- (3) 領収証の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 補助金の額は、前条の規定による実績報告に基づき市長が確定するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額の確定をした後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定の後に概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、笑顔のまちづくり応援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、笑顔のまちづくり応援事業補助金返納通知書（様式第11号）により、その超える部分の額に相当する補助金の返納を命

ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 故意に実績報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。
- (4) 補助対象事業に関し、他の助成金、委託料等を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(審査会)

第15条 補助金の交付に関し審査を行うため、審査会を置く。

- 2 審査会は、企画経営部長、地域振興課長、コミュニティー推進課長、総合福祉課長、農林水産政策課長、都市整備課長及び教育総務課長をもって組織する。
- 3 審査会に会長及び副会長各1人を置き、会長は企画経営部長を、副会長は地域振興課長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 7 審査会の庶務は、企画経営部地域振興課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。